

大阪府警察救慰金授与要綱の制定について

昭和47年11月24日  
例規（務）第69号

最近改正 令和2年8月28日例規（給）第79号

この度、別記のとおり大阪府警察救慰金授与要綱を制定して、大阪府警察職員の救済慰労と士気の高揚を図ることとし、昭和47年11月1日から実施することとしたから取扱いに遺憾のないようされたい。

別記

大阪府警察救慰金授与要綱

第1 趣旨

この要綱は、大阪府警察職員（以下「職員」という。）の職務執行に基因して、その家族が他人から危害を加えられた場合に当該職員に授与する救慰金について、必要な事項を定めるものとする。

第2 救慰金の額

救慰金の額は、救慰金授与基準（別表）により警察本部長が決定する。

第3 授与要件等

1 救慰金は、次に掲げる要件を満たす場合に授与するものとする。

(1) 加害行為が次のいずれかに該当する理由によりなされたこと。

ア 職員の正当な職務執行に伴う怨恨による場合

イ 職員の正当な職務執行を妨害し、又はけん制する意図による場合

(2) 被害の程度が次のいずれかに該当すること。

ア 死亡した場合

イ 重い障害（地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）別表第3に掲げる第1級から第6級までの障害等級に該当する程度の障害）が残る場合

(3) 被害者が当該職員の配偶者及び同居の親族（当該職員が単身赴任している場合の別居の父母又は子及び遊学のため別居中の子を含む。）であること。

2 前記1にかかわらず、当該職員に救慰金を授与することがふさわしくないと警察本部長が認めた場合は、救慰金を授与しないことができるものとする。

第4 報告

所属長は、救慰金の授与要件に該当すると思われる事案が発生したときは、救慰金事案報告書（別記様式）に医師の診断書を添えて、速やかに警察本部長（給与課）宛てに報告するものとする。

別表

救慰金授与基準

区分		金額
死亡		100万円
障害	第1級	100万円
	第2級	90万円
	第3級	80万円
	第4級	70万円
	第5級	60万円
	第6級	50万円